

## 商品概要説明書

(平成30年4月2日現在)

商品名	・年金定期貯金						
ご利用いただける方	・個人の方 ・当組合で年金のお受け取りをご指定いただいた方						
取扱期間	・平成30年4月2日(月)～平成31年3月29日(金)						
預入期間	・定額方式 1年 ・自動継続(利払式に限る)のお取り扱いとなります。						
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入形態	・一括預入 ・ATMでのお預入れは対象外となります。 ・10万円以上1,000万円以内 ・1円単位 ・原則証書式						
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。						
利息 (1) 適用金利 (2) 満期後の取扱 (3) 利払頻度 (4) 計算方法 (5) 税金 (6) 金利情報の入手方法	・預入時のスーパー定期貯金(1年もの)の店頭表示利率に年0.20%(税引後年0.159%)上乗せした利率を約定利率として適用します。 ・初回満期後は、通常のスーパー定期貯金(1年もの)の自動継続時の店頭表示利率に年0.20%(税引後年0.159%)上乗せした利率を約定利率として当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・窓口でお問い合わせください。						
手数料	—						
付加できる特約事項	・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。						
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日の普通貯金利率により計算した利率とともに払い戻します。						
貯金保険制度(公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。						
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または当JAの下記連絡先にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">JA名</td> <td style="padding: 5px;">担当部署</td> <td style="padding: 5px;">電話番号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">JA松山市</td> <td style="padding: 5px;">金融推進部</td> <td style="padding: 5px;">089-946-1611</td> </tr> </table> <p>また、愛媛県農業協同組合中央会が設置・運営する愛媛県JAバンク相談所(電話:089-948-5656)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記担当部署または愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)</p>	JA名	担当部署	電話番号	JA松山市	金融推進部	089-946-1611
JA名	担当部署	電話番号					
JA松山市	金融推進部	089-946-1611					

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA松山市